

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 国外競技会参加時の推薦に関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、本協会）の有資格者が、International Lifesaving Federation もしくはその傘下の組織（以下、他組織）が日本国外で主催する競技会へ参加する際に、本協会からの推薦を得るのに必要な事項を定める。

### (条 件)

- 第2条 本協会が、本協会加盟クラブ所属の競技者を他組織主催の競技会に対して推薦する条件は、以下の通りとする。
- (1) 本協会加盟クラブに所属し、登録管理システム（ライフセーバーズ）上にもその登録があること。
  - (2) 本協会の選手登録を済ませていること。
- 2 本協会が、審判員（テクニカルオフィシャル）を他組織主催の競技会に対して、推薦する条件は、以下の通りとする。
- (1) 本協会が認定する認定審判員資格を取得し、有効な状態であること。
  - (2) 本協会の審判員登録を済ませていること。
- 3 その他、参加する競技会に必要な条件や参加規程に則っていること。

### (申請手順)

- 第3条 本協会の推薦状を得るためには、指定の申請書を用いて本協会事務局まで申請をすること。なお、本規程第2条1項又は2項以外に必要な条件がある場合は、申請者本人がその必要条件を指定の申請書に明記して申請すること。
- 2 本協会事務局は、その者が本規程第2条1項又は2項及び任意追加の必要条件を満たしているかどうかを確認し、満たしている場合は指定の承認証を発行する。もし満たしていない場合は申請者に対してその旨を伝達する。
  - 3 選手登録及び審判員登録にあつては、申請書の申請日時点での年度をもって、登録の有無を判断するものとする。
  - 4 他組織から本協会に対して直接に問い合わせがあった場合、問い合わせがあった時点で本規程第2条1項又は2項を基準に回答をする。

### (改 廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

### 附 則

本規程は2021年3月13日から施行する。